

岩手県告示第400号

平成22年3月2日付け岩手県報第10942号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成22年岩手県告示第173号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更する森林の所在場所 宮古市和井内第14地割1の12、1の69
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 荒谷クラ、刈屋吉次、中居與右エ門

2 通知の内容を掲示した場所 宮古市役所